

広島県告示第 878 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 24 年 11 月 22 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県東広島市西条町西条東 744 番地 宝積飲料株式会社 代表取締役 宝積 良忠
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県東広島市志和町別府字長坪 2061-3 宝積飲料株式会社 志和工場

2 申請の内容

10 イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 1 基を新設する。

(1) 特定施設の種類，能力及び使用の方法

(その 1) 新設

種	類	10 イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 1 基 (61 カーボクーラー)
能	力	48 m ³ /8 時間 製品液の通過量
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後直ちに
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		製造中常時 20 時間 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度(単位:水素指数)		5.5~6.5	2~10
		生物化学的酸素要求量	(単位: mg/ℓ)	260	260
		化学的酸素要求量		200	200
		浮遊物質質量		0	0
		窒素含有量		20	30
		磷含有量		5	10
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		0	0
		大腸菌群数(単位:個/cm ³)		0	0
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		4		8	
汚水等の排出先		排水処理施設④			

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成24年11月22日から平成24年12月13日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活環境部環境対策課